

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について

1 放射線業務及び各種工事従事者の発電所構内への入退所管理

発電所長は、発電所に立ち入る全ての労働者を漏れなく把握し、(1)から(6)までに係る事項を確実に実施すること。

(1) 労働者の基本情報の入手

発電所長は、元方事業者と連携し、発電所で放射線業務及び各種工事を行う全ての事業者から、以下の基本情報の提出を求め、それを保存すること。

作業員番号、中央登録番号、元方事業場名、所属事業場名、氏名、生年月日、住所、電話番号、直近の健診受診日（特殊、一般）、新規入場者教育（特別教育）実施日

(2) 新規入場者教育の実施及びその記録等

発電所長は、元方事業者と連携し、発電所において初めて放射線業務及び各種工事に従事する全ての労働者に対して、電離則第 52 条の 7 に定める特別教育の内容を含む新規入場者教育を実施し、実施記録を労働者の基本情報に追記すること。また、労災補償制度の概要についても周知を図ること。

(3) 入構証等の発行及び入退所管理

発電所長は、新規入場者教育を修了した者に対して、ID 番号及び写真の付された入構証等を発行し、ゲートの入場時刻、退場時刻を ID 番号に対応させて記録すること。

(4) 確実な被ばく線量情報の記録

ア 発電所長は、放射線業務及び各種工事に従事する労働者の APD のデータを、APD の返却ごとに ID 番号に対応させて記録すること。

イ 発電所長は、アの記録を、APD の返却時に労働者に書面により通知すること。

ウ 発電所長は、特定高線量作業に従事する者が、1 月ごとに 1 回、内部被ばくを測定できるよう測定期限が迫っている者に対し通知することが可能な管理を行うこと。

(5) 被ばく線量情報の統合及び通知

ア 労働者基本情報、被ばく情報の統合

発電所長は、労働者基本情報及び被ばく情報を ID 番号別に対応させて統合し、累積線量を積算すること。

イ 事業者及び労働者への通知

発電所長は、統合された全ての放射線業務及び各種工事に従事する労働者の被ばく線量を、外部被ばく線量については翌日（休日の前日については、休日の翌日）、外部被ばく及び内部被ばくを合算した実効線量及びその累計については 1 月ごとに 1 回、自社社員及び元方事業者に対して書面又は電子データにより通知すること。

(6) 特定高線量作業中の立入禁止措置等

発電所長は、平成 23 年 12 月 16 日付け基発 1216 号第 1 号通達の記の 3 により、電離則第 7 条の緊急被ばく限度（100 ミリシーベルト）が適用されるとされている作業（発電所に属する原子炉

施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業（以下「特定高線量作業」という。）に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理すること。さらに、特定高線量作業者であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。

2 APDの管理

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) APDの貸与

発電所長は、労働者本人がAPDを受け取ったことを確実に把握するため、個人別の貸与を徹底すること。

(2) 警報値の設定

ア 警報設定値は、一日当たりに見込まれる最大の線量を超えないように設定するためのものであることから、警報設定値は、可能な限り1日当たりに見込まれる最大の線量に近い値を設定すること。

イ また、作業後の被ばく線量の実績値との比較を通じ、継続的に警報設定値を被ばく線量の実績値に近付けていくこと。

(3) APD測定値の確認等

発電所長及び元方事業者は、APD測定値を把握した後、速やかに、以下の事項を実施すること。

ア ガンマ線による外部実効線量を確認し、線量が警報設定値に比較して著しく低い等（例：警報設定値の5～10%以下）、不自然な場合には、作業内容等を確認すること。

イ 作業内容に比して過大な警報設定値が設定されている場合は、適切な値に修正すること。

ウ 同じ警報値を採用している同一作業グループの中で、他の労働者と比較して被ばく線量が相当程度低い者（例：最も被ばく線量が高い者の5～10%以下）について、作業内容の確認を行うとともに、作業内容に比して過大な警報設定値が設定されている場合は、適切な値に修正すること。

3 積算線量計の管理

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 管理方法

適切な職業被ばく測定のためには就業中にのみ積算型個人線量計（以下「積算線量計」という。）を着用する必要があることから、発電所長又は元方事業者の管理下で、自社及び関係請負人の労働者について、終業時に積算線量計を適切な場所で保管した上で、翌始業時に積算線量計を装着させること。

(2) コントロールバッジ

積算線量計による適切な職業被ばくの測定のためには、就業時以外の被ばくを差し引くコントロールバッジの適切な運用が重要であることから、使用中の積算線量計の保管場所と同等の空間線量率の場所においてコントロールバッジを適切に保管すること。

また、未使用の積算線量計も、コントロールバッジと同等の空間線量率の場所に保管すること。

4 APDと積算線量計の比較及び評価

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 積算線量計は、就業中継続して着用が可能であること、方向特性等による誤差がAPDより小さいこと等から、APDより信頼性が高いとされているが、ガンマ線による実効線量について、積算線量計とAPDの値で、以下に留意の上で各事業者が定める一定の基準を超える乖離がある場合は、データの確認等の調査を実施すること。

① 日本工業規格（JIS）では、APDの指示誤差として±30%を認めており、また、国際原子力機関（IAEA）の安全基準では、二つ別々の測定器による誤差はおおむね35%程度までが認められている。しかしながら、発電所内において、年40ミリシーベルトなど法定被ばく限度に近い被ばく限度まで作業する作業者に対しては、より慎重な取扱いが必要であること。

② このため、乖離の調査を行うための基準値としては、今回のデータ分析による標準偏差（0.094）のおよそ2倍である±20%を上回らない値とすることが望ましいこと。

(2) (1)のデータの確認を行ってもなおAPDの値が積算線量計より高い場合は、APDの値を記録値として採用すること。

5 内部被ばくの測定

発電所長及び元方事業者は、放射性物質の摂取が疑われる場合は即時にホールボディカウンター（以下「WBC」という。）による内部被ばく測定を実施するとともに、やむを得ない緊急の状況により即時のWBCによる測定が困難になった場合には、平成23年8月2日に定めた「福島第一原子力発電所における内部被ばく線量の評価方法について」（以下「統一評価方法」という。）により内部被ばく評価を行うこと。

6 線量記録の適切な管理・保管

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項について必要な体制を構築すること。

(1) 将来の検証に備え、同発電所作業者に係る外部被ばく、内部被ばくともに、測定器の種類、測定条件、測定結果を可能な限り原票（紙媒体をスキャンした電子媒体を含む。）の形で保管しておくこと。

(2) 内部被ばく測定の結果、内部被ばく線量が1ミリシーベルトを超えるおそれがあるため核種同定を含む内部被ばく線量の評価を行った場合は、スペクトルデータ、検出限界値といった測定の詳細に加え、摂取日（作業開始日）の根拠となる、WBCの受検時の関係書類、勤務シフト表、出勤簿、放射線管理手帳の写し等の一次記録の保管とともに、内部被ばく線量の計算過程も記録しておくこと。

- (3) 元方事業者は、関係請負人の労働者に係る測定等の結果についても、同様に管理及び保管を行うこと。

7 ベータ線被ばくの評価

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) ベータ線による被ばくがガンマ線による被ばくの10倍以上になるおそれがある場合は、電離則第8条第3項第一号に定める部位に装着する測定器は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定できる測定器とすること。
- (2) (1)に加え、処理済み廃液を取り扱う場合等、同条同項第三号に該当する場合は、最も多く放射線を被ばくするおそれのある部位に70マイクロメートル線量当量を測定できる測定器を装着して測定を行うこと。
- (3) ベータ線による被ばく線量の実効線量への加算について
- (1) によって測定された日ごとの70マイクロメートル線量当量が日ごとの1センチメートル線量当量の10倍以上ある場合であって、以下のア又はイで算定された値が積算線量計の測定下限値(0.1ミリシーベルト)以上となる場合は、それぞれの場合に応じ、ア又はイの値を月間の累積1センチメートル線量当量に加算して月間の実効線量を算定すること。
- ア (2)の測定が行われていないときは、(1)で測定された月間の累積70マイクロメートル線量当量に皮膚の組織加荷重係数(0.01)を乗じた値
- イ (2)の測定が行われた場合は、(1)の測定器と(2)の測定器でそれぞれ測定された月間の累積70マイクロメートル線量当量を皮膚の面積で加重平均した値に皮膚の組織荷重係数(0.01)を乗じた値
- (4) 不均等被ばく時の評価について
- 遮へい用防護衣を着用することにより、不均等被ばくが生じている場合は、遮へいされた身体の部位の全身の表面積に占める割合に応じ、適切に(3)に定める実効線量への加算を行うこと。

8 ガンマ線被ばくに関する不均等被ばくの評価

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 遮へい用防護衣を着用することにより、不均等被ばくが生じている場合のガンマ線による被ばくの評価については、「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」(平成11年4月放射線審議会基本部会)に定める計算式により実効線量を算出すること。
- (2) 遮へい用防護衣で遮へいされる部位の範囲が同指針で定める範囲より狭い場合は、より適切な評価のため、同指針別添4に掲げられている部位別加重係数の表に基づき、遮へいされる部位の範囲に応じた計算式を設定し、それを用いて実効線量を算出すること。

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) W B G T (Wet-Bulb Globe Temperature) の値の活用

作業場所ごとに W B G T 測定器を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

(2) 休憩施設の設置

作業に従事する者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、労働者の休憩に必要な休憩施設を適切に設置すること。休憩施設には冷房、トイレを配置するとともに、労働者が水分及び塩分を補給できるようにすること。また、身体冷却のための冷却材、心拍計、体温計等、緊急時の対応も想定した機器を配置すること。さらに、作業の内容等に応じ、作業場所の近傍に車両等を用いた簡易な休憩施設を設置すること。

特に、施設内での水分及び塩分の補給に当たっては、内部被ばくを防止するため、施設内の空気中の放射性物質の濃度を測定するとともに、当該放射性物質の濃度をできるだけ少なくするよう、フィルターによる空気中放射性物質の除去、粘着マットの活用等、必要な措置を講じること。

2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業時間の短縮等

作業場所における熱中症のリスクに応じて、作業時間の短縮、休憩の頻度や休憩時間の調整、作業強度の変更等を行うこと。また、一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。

特に、熱中症による死亡災害が多く発生する 7 月、8 月の 14 時から 17 時の炎天下においては、原則として熱中症のおそれのある作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。なお、連続的な監視が必要な作業等、やむを得ず作業を行う場合には、休憩の頻度、休憩時間の増加等、熱中症予防対策に万全を期すこと。

(2) 熱への順化

新たに作業に従事する労働者等については、順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、作業強度の調整を行う等、熱への順化に留意すること。熱への順化期間については、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3) 水分及び塩分の摂取

作業を管理する者が、労働者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起し、労働者の自覚症状の有無にかかわらず、作業前後において水分及び塩分の摂取を徹底させること。また、チェック表を用いる等により個々の労働者が確実に水分及び塩分を摂取していることを確認し、記録すること。

(4) 適切な保護衣の着用

透湿性・通気性の良い服装を着用させるとともに、必要に応じ、身体を冷却する機能を持つ作業着（クールベスト等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良いヘルメット等の着用、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること等の措置を実施すること。

(5) 作業を管理する者による確認、指導

作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

また、作業を管理する者は、WBGT値の測定状況、水分及び塩分の摂取状況、労働者の健康状態のチェックの状況等について確認・指導を行い、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 労働者の健康状態の確認等

作業指揮者は、作業開始前に、睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調について、チェック表を用いる等により個々の労働者の健康状態を確認し記録するとともに、休憩時間、作業後に体調の変化がないか確認し必要な措置を講じること。また、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。さらに、全面マスクの着用等により意思疎通が十分にできないおそれもあることから、体調不良の場合には必ず申し出るよう労働者に周知すること。

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア 定期健康診断等の実施やこれに基づく事後措置の徹底を図るとともに、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の有無にも留意し、作業時間の制限等の適切な措置を講じること。

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数（bpm）のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4 労働衛生教育

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

作業を管理する者や作業者に対して、特に以下を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図るとともに、緊急時の措置等、必要な事項に

ついて休憩施設等に掲示すること等により確実に周知すること。

- ・ 作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・ 日常の健康管理
- ・ 熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・ 緊急時の救急処置及び連絡方法

5 救急処置

発電所長は、緊急作業に従事する労働者の熱中症の発生に備え、医師等医療スタッフが常駐する医務室を適切に運用すること。さらに、被ばく防止の観点も含めた、医師等への連絡、医務室等へ搬送、身体の冷却方法等の応急処置、病院等への搬送の手順等を作成し、救急処置が迅速に行われるよう、医師、作業を管理する者等の関係者及び労働者に周知すること。また、これらの事項について休憩施設等に掲示すること等により、発電所構内の労働者に対し確実に周知すること。

元方事業者は、作業指揮者及び労働者に対して、東京電力が設置する医務室の利用を呼びかけるとともに、体調に異変を感じた労働者が発生した場合、直ちに医務室に連絡することについて周知徹底を図ること。

6 協力会社に対する指導・支援

発電所長は、元方事業者及び東京電力が自ら行う仕事の関係請負人に対し、熱中症予防の観点から、上記1から5の措置の徹底について指導するとともに、労働衛生教育の実施、休憩施設の活用等に対し支援を行うこと。

リスクアセスメント結果概要の報告に必要な項目

第6の2(1)の施工計画策定時に東京電力及び元方事業者が行うリスクアセスメントの実施に当たっては、危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日 指針公示第1号）の規定に従って実施することとし、関係請負人が行う作業を含め、放射線業務又は各種工事について行うこと。

また、リスクアセスメントは、作業工程ごとに実施することとし、その結果の概要については、以下の項目を含めること。

1 工事の概要

- (1) 工事内容の概要
- (2) 作業工程
- (3) 作業工程別の作業内容

2 作業工程ごとの危険性・有害性の洗い出し

- (1) 作業方法（作業を行う際に使用する機械、器具その他の設備の種類、台数、配置等を含む。）
- (2) 危険性又は有害性、発生するおそれのある災害
- (3) 予定されている災害防止対策（放射線の被ばく低減対策（防護マスクの着用、作業時間の制限等）、その他の危険又は健康障害防止対策等を含む。）

3 作業工程ごとのリスクの見積もり及びリスク低減措置の優先度の設定

- (1) 特定された危険性又は有害性
- (2) 見積もられたリスク
- (3) 設定されたリスク低減措置の優先度

4 作業工程ごとのリスク低減措置の内容

- (1) リスク低減措置の内容（放射線の被ばく低減対策、作業を行う際に使用する機械、器具その他の設備の種類、台数、配置等を含む。）
- (2) 措置実施後のリスクの見積もり、残存リスク（措置実施日、次回検討事項を含む。）

5 確認者

- (1) リスクアセスメント実施管理者及び実施者、実施年月日
- (2) 工事施工担当者（東京電力が自ら行わない仕事を発注する場合にのみ記載）

指定緊急作業従事者等に係る健康診断結果等の記録等の提出に係る留意事項

1 電離則第 59 条の 2 第 1 項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について

- (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式第 5 号には、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。

また、電離則様式第 1 号の 2 及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）様式第 2 号には、配置替えの際の健康診断の結果が含まれること。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から施行される予定の改正電離則第 59 条の 2 において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る「緊急時電離放射線健康診断個人票」（様式第 1 号の 3）については、他の業務に配置替えの際及び離職する際の健康診断の結果が含まれること。

- (2) 発電所構内の作業に従事する労働者に係る報告については、発電所長又は元方事業者が、自らが行う仕事における関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、関係請負人、対象となる労働者ともに少数である場合等であって、関係請負人において確実に報告がなされると認められる場合には、この限りでないこと。

また、当該報告については、緊急作業従事者を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (3) 報告に当たっては、原則として、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンした PDF 形式による電磁的記録）により報告すること。また、各事業場において健康診断結果を電磁的記録で管理している場合であって、上記による報告が困難な場合は、一般健康診断結果については別添 1 のデータフォーマット、電離則又は除染則に基づく健康診断結果については別添 2 のデータフォーマットの CSV 形式による電磁的記録により報告すること。

なお、健康診断結果の個人票に、過去の健康診断結果や複数の労働者の健康診断結果が記載されている等、複数回、複数人の健康診断結果が記載されている場合には、報告対象となる健康診断結果に矢印を付しそれ以外の健康診断結果を斜線等で消去すること、又は、報告対象となる労働者及び健診実施年月日の一覧を別途添付すること等により、対象を明確にした上で報告すること。

- (4) 報告対象、件数等を確実に把握するため、様式 1 に必要事項を記入の上、報告に添付すること。

2 電離則第 59 条の 2 第 2 項の規定による線量等管理実施状況報告について

- (1) 発電所構内での作業に係る線量等管理実施状況報告

発電所長は、発電所構内において指定緊急作業又は放射線業務に従事する全ての指定緊急作業従事者等（元方事業者及びその関係請負人の労働者を含む。）に係るものを取りまとめて厚生労働省労働衛生課に報告すること。

働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

この場合、元方事業者及び関係請負人から改めて報告する必要はないが、線量等管理実施状況報告に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更をとりまとめ、東京電力を通じる等により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から施行される予定の改正電離則第 59 条の 2 において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る線量等管理実施状況報告書についても、同様の取扱いとすること。

(2) 発電所以外の原子力施設等での作業に係る線量等管理実施状況報告

当該報告については、指定緊急作業従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から施行される予定の改正電離則第 59 条の 2 において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る線量等管理実施状況報告書についても、同様の取扱いとすること。

(3) 報告に当たっては、原則として、別添 3 のデータフォーマットの CSV 形式による電磁的記録により行うこと。

なお、報告に当たっては、報告対象、件数等を確実に把握するため、様式 1 に必要事項を記入の上、報告に添付すること。

3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

(1) 大臣指針の第 2 の 2 に定めるがん検診等の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、大臣指針第 3 の 1(2)により、受診者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。また、白内障に関する眼の検査において水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電磁的記録等により提出すること。

(2) 報告に当たっては、原則として、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンした PDF 形式による電磁的記録）により報告すること。また、各事業場において健康診断結果を電磁的記録で管理している場合であって、上記による報告が困難な場合は、別添 4 のデータフォーマットの CSV 形式による電磁的記録により報告すること。

なお、検診結果の報告について受診者の同意を得られない場合は、別添 4 の検診の種類、個人番号、中央登録番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日を記載し、実施した検査項目の欄に「提出不同意」と記載して報告すること。その他、1(3)のなお書き及び 1(4)に準ずること。

(3) 一般健康診断における胸部エックス線検査と大臣指針に基づく肺がん検診における胸部エックス線検査を兼ねて行った場合、1 による報告に加え、別途がん検診等の結果として報告すること。その際、個人票の写し（又は当該個人票をスキャンした PDF 形式による電磁的記録）による報告に当たっては、健診（検診）の種類を記載すること。

4 その他

電磁的記録で提出する場合は、原則として、提出媒体は、DVD等のメディアによること。なお、USBメモリ等で提出した場合、当該USBメモリは返却しないことに留意すること。

発電所作業員の長期的健康管理結果報告について

1 報告企業名：

担当者名：

TEL：

e-mail：

2 報告日： 年 月 日

3 線量報告対象期間： 年 月～ 年 月

※ 原則として3月を超えない期間とすること。

4 健康診断結果報告対象期間：

※ 記録を作成後、遅滞なく報告する必要があることに留意すること。

5 報告枚数等： 枚/ファイル

※ 電磁的記録媒体で報告する場合は、ファイル数（PDF〇ファイル、CSV〇ファイル等）を記載してください。

6 報告件数

種類	件数
一般健康診断結果	件
電離放射線健康診断結果	件
作業・被ばく状況（月次）	件
作業・被ばく状況（日次）	件
その他の検査	件

● 一般健康診断に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。特に血液検査等については、単位に注意すること。
- ・ 当該検査項目を実施していない場合は「」（ブランク）、「_」又は「検査せず」と記載すること。（「-」と記載すると陰性なのか、実施していないか判別できないため）

提出フォーマット	備考
<p>元請企業，問合せ先企業，健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他），</p> <p>胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），</p> <p>血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（%），血小板数（万/mm³），</p> <p>GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDL コレステロール（mg/dL），HDL コレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），</p> <p>血糖（mg/dL），HbA1c（%），</p> <p>尿糖（+・-・+++・++++），尿蛋白（+・-・+++・++++），尿潜血（+・-・+++・++++），</p> <p>心電図（所見），</p> <p>その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，健診を実施した施設名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，</p> <p>飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。大臣指針による肺がん検診を兼ねている場合は別添4にも記載すること。 (貧血検査) (肝機能検査) (血糖検査) (尿検査) (心電図検査) ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添4にある項目を除く。 (生活習慣)

本酒換算), 喫煙状況, 喫煙開始年齢, 喫煙終了年齢, 1
日喫煙本数

- ・ 喫煙本数は整数で入力すること。
- ・ 健診結果に、20本以上等の整数以外の記載があった場合は喫煙状況欄に記載し、喫煙本数は空欄とすること。

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断・緊急時電離放射線健康診断に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。特に血液検査等については、単位に注意すること。
- ・ 当該検査項目を実施していない場合は「」（ブランク）、「_」又は「検査せず」と記載すること。（「-」と記載すると陰性なのか、実施していないか判別できないため）

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，健診の種類（電離健診・臨時健診・緊急時電離健診），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm ³ ），リンパ球（%），単球（%），異型リンパ球（%），好中球棒状核（%），好中球分葉核（%），好中球全体（%），好酸球（%），好塩基球（%），赤血球数（万/mm ³ ），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（%），その他，水晶体の混濁（有・無），甲状腺刺激ホルモン（TSH），遊離トリヨードサイロニン（free T3），遊離サイロキシシン（free T4），発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無），体重，その他の検査，全身所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，健診を実施した施設名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦4桁 (血液検査) (目の検査) (甲状腺) (皮膚の検査) <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添4にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。

提出フォーマット	備考
<p>元請企業, 問合せ先企業, 氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 性別(男・女), 個人番号, 中央登録番号, 緊急作業従事前の被ばく線量, 郵便番号, 住所, 電話番号, 緊急作業時の所属事業場の名称, 緊急作業時の所属事業場の所在地, 電話番号, 現在の所属事業場の名称, 現在の所属事業場の所在地, 電話番号,</p> <p>対象期間(○年○月分), 当月従事開始日, 外部被ばく実効線量(mSv), 眼の水晶体の等価線量(mSv), 皮膚の等価線量(mSv),</p> <p>預託線量(mSv), 測定日, 摂取日, 核種, 計測値(Bq又はcpm), 核種, 計測値(Bq又はcpm), 核種, 計測値(Bq又はcpm),</p> <p>通常・指定緊急作業の区別(通常・指定緊急), 作業の場所, 作業の内容, 安定ヨウ素剤の使用状況, 備考</p>	<p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日:年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 <p>(対象月分累積線量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 ・ 年は西暦で記載すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること <p>(内部被ばく測定結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計測値(Bq又はcpm):単位を記載すること。(Bq又はcpmは数値の後に付け、半角とすること。) <p>(作業の場所・作業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の場所:通常作業の場合も記載すること。東電福島第一原子力発電所での放射線業務(通常作業を含む)は当該施設名称を記載すること。 ・ 作業の内容:指定緊急作業の場合に記載。 報告対象者が従事した作業に関して、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出し

	<p>ている場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。</p> <p>作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	---

● 日々の被ばく線量に係るデータフォーマット

(留意事項)

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。

提出フォーマット	備考
元請企業, 問合せ先企業, 氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始日時, 測定終了日時, 外部被ばく実効線量 (mSv), 測定位置 (胸、首、手)	(個人識別情報) ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 測定開始時間が不明の場合は当該時刻は「0:00:00」とし、測定終了時間が不明の場合は当該時刻を「23:59:59」と記載すること。 (外部被ばく線量) ・ 緊急作業に従事している場合は1月の間の日々の線量を、通常の放射線作業に従事している場合は3月の間の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。 ・ 測定位置(胸、首、手等)が複数ある場合は、それぞれで作成すること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。特に血液検査等については、単位に注意すること。
- ・ 白内障に関する眼の検査において、水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電子データ等により提出すること。
- ・ 当該検査項目を実施していない場合は「」（空白）、「_」又は「検査せず」と記載すること。（「-」と記載すると陰性なのか、実施していないか判別できないため）

提出フォーマット	備考
元請企業，問合せ先企業，健診の種類（その他の検査・健康相談等），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，実施年月日，実施した医師名，実施した施設名，白内障検査方法，眼の所見，皮膚の所見，甲状腺刺激ホルモン（TSH），遊離トリヨードサイロニン（free T3），遊離サイロキシシン（free T4），TSH レセプター抗体（TRAb），マイクロゾームテスト（MCPA），抗甲状腺ペルオキシターゼ抗体（抗 TPO 抗体），抗サイログロブリン抗体（TgAb），甲状腺超音波，胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン1（ng/mL），ペプシノゲン2（ng/mL），ペプシノゲン1/2比，便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡，胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰細胞診（異常なし・記述），頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位，HBs 抗原（HBsAg）（定性），HBs 抗体（HBsAb）（定性），HBc 抗体（HBcAb）（定性），HBe 抗原（HBeAg）（定性），HBe 抗体（HBeAb）（定性），HCV 抗体（HCV Ab）（定性），尿素窒素，クレアチニン，尿酸，Na，K，Cl，Ca，P，高感度 CRP（mg/dL），	・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日:年は西暦 (白内障) (皮膚) (甲状腺) (上部消化管・胃) (下部消化管・大腸) (肺) (CT・MRI 等) (その他(B型肝炎・C型肝炎)) (腎機能検査) (血清電解質検査) (その他)

健康相談・保健指導の記事, 医師の診断 (傷病名),
備考

(健康相談・保健指導)